

事業を公共企業体にするのが適当であらう。それからそうなつた場合には、運輸省と郵政省を合併することが適当じゃないかという御意見がある。その通りです。しかしこれは私の直接の所管ではありませんので、委員の一、二人から聞きますと、まだこれも決定した案じゃないのです。ただ昨年の十二月ごろに委員の懇談会の席上、こんなものはどうだろうというようなことを考えたのが、二、三日前の新聞に出たのであつて、まだ結論は得ておられそうではありません。これに対して、それではお前はどうか考えておるかという質問であります。要するに先ほど申し上げました三つの大きな目的を達成するために、公共企業体がいいという結論が委員会では出た場合には、その結論を基礎にして政府でさらに再検討して、そうして最後の結論を得たいと思つておりますが、今私自身にも自分の考えを持つてはおりますが、今ここで私の意見を私見として申し上げることは、かえつて誤解を招くおそれがあると思ひますから、私の所見は、一応現在の段階ではお答えしないことにいたしておきます。しかしながらいづれにいたしましても、先ほど申し上げたような順序になつて、漸次この問題については検討されておりますので、政府といたしましてはこれに並行して、今検討を続けておることは事実であります。以上であります。

○橋本委員 大臣のお答えの中、一つ触れておられたいところがありますが、本委員会に政府としてまだ具体的な案を提案することは、法規上不可能ではありますけれども、一応各種の委員会の政府に対する参考意見として、そういうような委員会の成案が答申せられる。こういう状況から見ても、一応この国会の意思をきいて、もちろんそれらの会議に国会の代表者も入つておるわけでありまして、しかしこれは国会の代表として入つておるのではなくて、個人の資格で入つておるのでありますから、その人たちが賛成であつても、必ずしも国会の意思がそこにあるとも言いにくいのであります。便宜上本委員会の成規の議題ではないにいたしましても、何らかの方法で本委員会の意見を求める処置があるかどうか伺ひたいと思います。

○小澤委員 御承知のようにこの委員会は、国会法あるいは議事規則に基く正式な委員会でありまして、今お話のように正式にまだ政府の態度が決定していない案を、どうだろうといつて出すわけには行かぬと思つております。しかしながら皆さんの御希望によつて懇談会等を経て、今の審議と並行し、あるいは政府の研究と並行して御審議願つて、よりよき改善をはかるということに対しては、一向私の方では異議を申しませんが、しかしさりとて、ぜひやつてくれというようなことは、法規上認められておりませんから、正式に御検討願ひたいということでは、政府からは言えないと思つております。要は委員会自身のお考えで、これはやろうじやないかというような場合には、資料がないとか、あるいはこういうものを出せというような場合、あるいは今までの経過を報告しろという場合がありまして、何となくも参上いたしました経過を報告し、また資料を出すことにやぶさかでは

ないのであります。

○橋本委員 放送法案、電波法案、電波監理委員会設置法案の三法案が出ることにいたしましたことは、非常に私どももつづつこうだと思つておりますが、この三法案に対してはすみやかに国会の承認を得て、一日も早く目的であるところの民間放送を、われわれがこの世の中に出さなくちやならぬという責務を感じるのであります。その概念的な面においては賛成であります。が、法文的な考え方から言いますと、私どもがこれらの法案を全面的に納得するところまでにはなり得ない。まして大臣も非常な忙しんであります。従いまして大體に質問いたしました。詳細についてはあるいはまた機会があると思ひますので、次会に譲りたいと思ひますが、要点のみをお答え願ひたいと思ひます。

電波管理委員会の件であります。この法案がいかにか悪いとかいふことは別にして、委員がどういふ形で選考されるだろうか。また現在法案が通ると同時に委員を常任委員会に諮るのかどうか。あるいは法案は通過したが、その後において内閣その他において決定するかどうかという点でございます。次に経営委員会のメンバーについても同様でございます。

第二点といたしまして、放送法案におきましてこの経理の方法であります。が、私どももいたしましては会計検査院が会計の監査をやるという法文については反対するものであります。が、この点については私は自主的な民間放送法案が生れたということであるならば、経理というものは真に民間人

でなければならぬということは、概念としてつかめるのじやないか。それから何を好んで会計検査院というふうなやつかいなものを持つて来て、また国会の承認を得なければならぬというこの條文のよつて来る原因を簡單でかつこうでありますから、御説明願ひたいのであります。

次に第三点であります。放送法案の罰則の規定でございます。御承知のように五十三條には協会の役員とか、または職員について、かたい罰則規定が設けられておるようでありまして、實際問題といたしましては、放送に関する案件について、職員がどれだけ賄賂をとり云々というふうな問題はないと思つておるやうな問題はない。なところの罰則規定をここに準用した。こういう考え方はもちろん私たちがとしては納得できない限りでもありませんけれども、實際文化的な面を取上げようとするこの電通委員会において、むしろ破格的にこうした面を刷新してみたいと私は考えます。がゆえに、職員というもののに対する罰則規定を削除したいと思つておるやうであります。この三点についてお答え願ひたいと思ひます。

○小澤委員 監理委員会の委員の選任の問題であります。これは法文にも明記してあります通り、内閣総理大臣が推薦して国会の同意を求めるといふことになつております。従つてこの委員会はかりに法律の施行が今年の四月一日から施行になる場合におきまして、四月一日には委員会がなくなつてはならぬのであります。その以前に、つまりこの法案が通過しましていろいろ準備が整いますれば、ただ

ちに委員の選考にかかりまして、そして総理大臣が三月中に国会の承認を得まして、四月一日からその委員がすぐに仕事ができるようにしようとしております。

それから会計検査院の問題ですが、この問題は政府内部でも相当研究され、論議されて参つたのであります。従つてこの会計検査院の監査がなくとも、自主的に公共企業体にまかせてもいいのじやないかという意見もあるのではありませんが、しかし御承知のようにこれは一つの独占的機関でありまして、聴取料をとるのも、この公共企業体だけがとりまして、民間放送の方では聴取料をとらないという、免税の保護等、すべていわゆる国營的な感じが非常に多いのであります。こういう公共的なものは、一般官庁に準ずるような監督方法をするのがいいのじやないかという考え方が勝つてしまつて、現在のような法案になつた次第でございます。しかし松本君の説は私も相当傾聴すべき議論だと思ひますので、最後の御決定になる場合には、適当に御研究になつて、態度をおきめになつてつけようと思ひます。

○橋本委員 第五十三條についてお答えいたします。第五十三條の罰則が、こういう文化的な放送協会というふうなものに対しては、不適当じゃないかという御質問だと思ひますが、先ほど大臣から御説明いたしましたように、この協会は非常に公共的色彩の強い協会でございます。強制的に法律でもつて、一般聴取者と協会の間の契約を強制しておるといふような状態にもなつております。このような非常に公共性の強い、この機

関いたしましたは、現在いろいろな
営団でありますとか、あるいは金庫、
日本勧業銀行、その他いろいろ銀行、
それから会社といたしまして日本製
鉄株式会社、その他いろいろなこうい
う公共性の強い会社もござりますが、
これらに關しましては経済関係則の
整備に關する法律というのがございま
して、その法律によりましてその役職
員が全部このわいろをとつたときの罰
則が規定されておるのであります、こ
の協定に對しましてはそれとまつた
く同じ形をとつたのであります、や
むを得ないのではないかと、いろいろ
考へておる次第であります。

○松本(善)委員 この三点については
一応了承するものであります。最後に
私は、この三法案が通過いたしました
という仮定に立つて、次に考へてみた
ことは、しからば民間放送が盛んにな
つて来るということはもちろん言え
るのであります、この民間放送とい
うものに対して、いわゆる通信大
学というもののあり方もそこに考へて
みて、そして教育的なあり方も通信機
関を利用してやる。NHKをやつてお
りますところの簡単な普通講義的なテ
キストも相当あるようではあります、
むしろそういうものを徹底的に整理統
合いたしまして、いわゆる私学法、そ
の他大学令によるところのもの、も
しこの文化機関を通じて、職場ある
いは住居において随時學問ができるよ
うになれば、私も非常にけっこうだと思
つておるのであります、この点につ
きましては大臣はどういうお考えであ
りますか。もしも通信事業を通じての
教育方面に對して文化事業に對して
お考えがあれば、その抱負をこの

席上において簡單にお聞きしたいと思
うのであります。

○小澤國務大臣 放送番組の問題のよ
うですが、放送番組は原則としてこの
法律に書いてあります通り、政府は関
與しないで、どこまでも自由な、自主
的な放送をやつてもらうことを願ひ
たしております。従つて今松本君の言
われるように通信機関を利用して、一
つは社会教育制度的なものに重点を置
いてやれというやうな国民の希望があ
りますれば、おそらく民間放送におき
ましては、また公共企業体の放送でも
やることと思ひますが、また社会の要
望を充たさなければ、それだけの信用
がなくなるのであります、ことに今
後民間放送と企業体との競争を認めま
すから、自然国民諸君の要望というも
のに競争して、タツチして行くと思
ふのであります。そういう意味で松本君
の考へておるやうなことが、十分行
れて行くのではないかと、しかし政府は
これに對しては関與いたしません。

○松本(善)委員 關連事項としてもう
一つ。夢のごとき考へをしてはなはだ
申訳ありませんけれども、テレビジ
ョンというものが、今後少くともわれ
れの目の前に——これは時間の問題で
あると思ひますが、現われると思ひ
ますが、この見地に立つては、大
臣はどういうお考えを持っておられ
るか。その抱負並びに経緯について所
感を述べていただきたいと思ひます。

○小澤國務大臣 テレビジョンの問題
は、これは近く日本にも普及されま
して、またすみやかに普及されることが
われわれの念願であります。現在でも
実際に日本製のテレビジョンの機械も
ござりますが、購入価格が、すなわち

生産価格が非常に高いので、一般にこ
れが用いられるようになるのは、も
う少し聴取機の値段が安くなること
が、結局そういう時期が早く来ること
になるのじやないかと思ひであります
、現に通信メーカの方におきまし
ても、この製作についてはあらゆる角
度から検討を續けて、低廉なしかもり
つばな機械がでることを研究し、
また研究されつつありますから、従
つてそう遠い時期じやない時代に、この
テレビジョン時代が出現すること考
へております。

○松本(善)委員 一応私の質疑は打切
ります。

○松本(善)委員 実は昨日電波長官か
らお答えがあつたのですが、もう少し
大臣からはつきりしたお答えをお聞き
したいと思ひます、これは法律論から
申し上げるのではないのですが、今回
放送協会の、従来の公益法人から公共
企業体になるわけですが、現在の放送
協会の実態というものは、御承知のよ
うに六千人の会員によつて最初始めら
れて、その後の蓄積によつて、今日は
相当多額の資産を有しておるわけであ
ります。もちろん成立の当時において
は、これを唯一の機關として設けると
いうやうな事情もあつて、特殊の政府
の保護があつたというところは事実であ
りますけれども、それにいたしまして
も、今回この一片の法律案によつて、
それらの財産が公共企業体に移され
る。こういう問題は、もし公共的な國
のためにこういうことが当然行われる
という観点に立てば、きのうも申し上げ
たのですが、新聞事業その他におい
てもあり得ることである。ただ現実の
問題としては、新聞のごときは幾つも

あり、かつまた独占事業ではないので
ありますから、実際上は行われな
いと思ひますが、もしこれがファシ
ズム的な全体主義政権が行われた場合に
おいては、それらをこういうふうな法
的根拠をもつて行うことができる、こ
れは從來もあり得たことであります。
従つて自由経済といひますか、民主主
義経済のもとにおいては、また思想の
もとにおいては、この法律は一応特殊
な法律である、こういうふうに考へ
るを得ない。従つて今後こういうや
うな問題に對する政府當局の考へ方を根
本として明らかにしてもらいたい。こ
ういふことが一応國會の法律によつて
簡單に右から左に、これを極端な言葉
で言へば、第三者の財産を法律によつ
て没收し得る、こういうことである
と、これは大きな問題であります。し
かしこの問題に限つては、もちろん社
会通念から考へても、公共企業体に移
すことについては異論はないのであり
ますけれども、法理論的にこれを推し
進めれば、他の場合においても行われ
得る。従つて民主主義的な政治を基本
とする吉田内閣及びわが党としては、
原則論的には重大問題が内蔵せられて
おると考へざるを得ないのでありま
す。この点をまず大臣にお答えを願
ひたい。

第二の問題は、これは電波長官から
でけつておりますが、きのうも上
つと述べたのですけれども、料金の問
題です。この料金の契約法について
は、質疑を終つておますから申し上げ
ませんが、月額三十五円とする、こ
ういふ金額が明記せられておりま
すが、もちろんこれについてはわれわ
れこの金額を明示すべきものではない

という見解で、いづれ修正意見を出し
たいと思つておりますけれども、もし
月額三十五円ということをお記したと
いたしますれば、この基礎というものが
現状においてはたして妥当であるか
どうか。大体われわれの承知してお
るところでは、この三十五円の料金とい
うものは、昭和二十三年の七、八月ご
ろに決定せられたものであつて、新聞
の値上げの後において決定せられて、
それ以来は値上げをせられていないよ
うであります。その当時から今日まで
考へれば、賃金ベースの変更もあり、
その他公定物価の引上げ等もあるのみ
ならず、最近においては電氣の料金も
上つておる。こういうことを考慮せら
れてなお三十五円という金額を入れら
れたのか。あるいはその他の事情によ
つてとりあへず三十五円という金額を
取入れられたのか。その点具體的な数
字等をお持ちでありますから、物
価庁との交渉の過程についても、電波
長官から詳しく御説明を願ひたいと思
ひます。

○小澤國務大臣 この法律全般に關す
るいわゆる他人の所有権を没收するよ
うな形になる法制度は、大体自由主義
経済に反するのではないかと、いふやうな
話であります、もちろんわれわれは
どこまでも自由主義経済であります、
個人の所有権といふものを保障す
る立場で今後進みます。ただ問題はな
るほど現在の放送協会といふものが営
利會者であります、その議論がは
つきり出て来るのであります、けれど
も、社團法人で、一つの寄付行為でな
つたのだ。すなわちこの事業それ自体
が利益を得るためではなく、またその
会社、その法人そのものが、利益を得

ることを主としたものではなくして、まったく公共的見地に立つた見地から公益法人として誕生したのでありますから、従つてこの法律になるのであります。また、たゞしく営利会社であり、また財産をふやすことを目的として出資した商社会社のような場合には、かくのごとき法律は断じて行われたいと考えております。しかしながら、それでも御承知のように現在の法人の清算とか何とかがありますけれども、利益の配当という考えは現在の放送協会にはないのであります。しかし最初寄付行為のあつた金額だけは、もちろん貨幣の価値は違ひますけれども、額面だけでも返すことが妥当であらうというので、全額これを返すことに考へております。それは結局当初の目的が寄付行為であるということ、それからいわゆる商社会社ではないという点から、こういう法律が出たのであります。先ほど申し上げました通り、今後こういう法律がどん／＼出て、個人の所有権を侵害するということは全然ないと考えております。

それから料金の問題であります。まず第一に料金を法で確定することがいかに悪いことか、議論があります。従つてこういう料金等の点までも、一々国会へ出して法律を改正するのではなくして、監理委員会あたりの認可を得た場合においては、料金を改訂できるという制度にすることがいいじゃないかという議論も、非常に参考になる議論であります。政府でもいろいろ議論がわかれましたが、結論においてはやはり国民の負担で、税と同じようなものであるという見地から、法律で成文化するよ

うになつた次第であります。それから料金値上げの問題であります。料金の値上げ問題は、新聞紙の値上げと同時に、安本、物価庁あたりでも検討されていまして、非公式であります。現に協会の方から私の方に対して、現在ではやつて行けないから、何とか料金を値上げしてくれというような話がありました。これはこの問題についてはこう考へております。なるほど現在この料金で、收支のバランスがつかないということも考えられるけれども、現在政府のとつての政策は、いわゆる賃金ベースというものは動かさないという方針であります。たゞ一銭でも一厘でも国民の負担を増加するような政策は、当分の間は、やがては適当ではないかという見地から、私は、さしたあたりわれ／＼のねらつておる日本経済の安定を来すまでは、やはりがまんしてやつて、この料金でやつていただきたいという気持ちであります。

○橋本(重)委員 今の大臣の御説明の趣旨はよくわかるのでありますけれども、御承知のように昨年の一月から賃金ベースが約倍に増額せられておる。あるいはその他の公定価格も昨年七月に改訂を見ておるのであります。この料金が二十三年に決定されておるといたしますれば、今後この法案に従つて国際放送までやるとか、その他相対に文化事業としての附帯的な事業も行わなければならぬ場合においてあまりにきつ／＼な予算によつてこれをやらしめるといふことは、実際上不可能に近いものではないか。同時にまたそれがために文化事業が促進せられずして、コピーレションになつたために活動がにぶるという状態であつては、せつ／＼コピーレションに移した趣旨というものが、十二分に發揮できないというところも考えられます。もちろん政府のいわゆる低賃金といふものも、低物価政策といふものも考慮に入れなければならぬ。最近において新聞が値上げになつておる現状から考へても、同じような性格を帯びる放送事業に対しても、政府としては当然考慮すべき余地があるのではなからうか。かつまた法案をつくつた場合において、今後これだけの事業を行う上において、十分であるという御見解であるならば別でありますけれども、その点について電波長官の具体的数字がもしありますれば、御研究の結果をお伺いしたいと思います。

○網島政府委員 ただいま大臣から御説明がございましたように、この問題につきましても物価の主管庁であるところの物価庁において、いろいろ検討されております。また私どもの方にもいろいろ／＼申出がございまして、いろいろ／＼検討はしております。まだはつきりした数字は出ておりませんが、従いましてきよう数字につきましても御説明申し上げることのできないのは、非常に遺憾に存じます。

○江崎(一)委員 大臣に質問する項目について、先に質問いたします。まず放送法案であります。この法案によりますと、現在の放送協会を改組することになつておりますが、この実質的なねらいは一体どういふところにあるかを説明していただきたい。

○小澤國務大臣 先ほど話しました通り、現在の放送協会は、大正四年に

電信電話法と何かという法律によつて設立されたものであります。従つてその当時の電気科学と申しましうか、そういう電気に関する科学的研究が予想されなかつた今日においては、どうしてもその時勢に適應した法律で律することが国民生活に當てはまることであらうという考へと、それからただいま申しましたように放送協会は、一つの独占事業のように現在扱われております。こういう独占事業といふものは、やはりだん／＼公共的な姿に返つて行くように、法律の保護を與え、同時に、また国家主権者である国民が納得できるように監督をし、監督をして行くことが適當であらうという考へと、現在の組織をかえるという考へと、この法律のできた根本の理由であります。

○江崎(一)委員 この法案の第一條第二号には、特に「放送による表現の自由を確保する」ということが強調してあるのですが、現在の放送協会ではこの点が不十分なのではないか。

○小澤國務大臣 現在の放送協会も、大体この法律の通り行われておりますが、ただいま話した通り放送法案というようなこまかいものではないから、この法律で「表現の自由を確保する」と明記をして、はつきりした方がよいという趣旨で、この明文を入れたのであります。

○江崎(一)委員 政府は国民に対して民間放送が開始されるということ、すなわちこの放送が民主化されるということを表看板に、ずいぶん宣伝をやつて来たのであります。実際にこの放送法案のふたをあけてみると、実はNHKに対して第一番目に聴取料の法的

で、イネスカーというお答えを求めているのです。

○小澤國務大臣 だから今の答弁は入っていないという意味です。

○江崎(一)委員 民主主義に対する論議はここではやりません。

最後に聞きたいのは、教育委員でも公選している。それなのに電波行政の指導権をがっちりにとるところの電波監理委員会では、非常に非民主的な方法がとられている。すなわち総理大臣のお器付という形で選んで行くというところは、不適当ではないかと思いが、その点はいかがでしょうか。

○小澤國務大臣 江崎君は少し誤解されているのだと思いますが、この委員会は、今まで單獨で行政というものが行われておった。たとえば電氣通信大臣が一人で最後の電波の割当その他の行政処分をやっておった。ところがむしり一人できめると独裁的になるから、七人か八人かの敍知を集めて、そういう総合した意見で電波の行政を行おうというのですから、かえって民主主義になつていくわけですが、どこが民主主義でないと言ふのですか。

○江崎(一)委員 これはもつと広い範圍に、全国的に国会議員が選ばれると同じような形で選ばれるべきではないか。教育委員でさえ公選されているじゃないですか。そういう意味です。

○小澤國務大臣 そういう構想もできるものでありますが、これは御承知のように一つの行政官庁です。これは教育委員会というものは少し違ひまして、内閣の全部の行政の中の一分派であります。従つて大体において政府が行政権を握つておられますから、政府が考へてゐる適当な人物

を選んて、その人に民主的に行政をやつてもらいたいというのがこの委員会でありまして、選挙をやるというふうなことになる、政府の行政権というものは全然關係なくなつてしまふおそれがある。御承知のように日本の憲法では、行政権が政府に属することになつておりますから、憲法でも改正にならぬ限りは、それはちよつと困難だと思ひます。

○江崎(一)委員 電波監理委員会設置法の附則の第二項に、委員並びに委員長につきまして、総理大臣が任命するということになつておりますが、これについての政府のお考えをお伺ひしたい。

○小澤國務大臣 これは先ほどお話ししたように、内閣総理大臣が推薦して承認を求めたのであります。従つてこの法案が通過いたしますれば、さつそく政府の責任において選定し、推薦して、国会の承認を求めるところにいたします。

○江崎(一)委員 そうするとまだ予定した人はないというわけですか。

○小澤國務大臣 いろいろ推薦して来たり、またわれ／＼も心には描いておられますけれども、法案が通過する以前にそれを具体的に進めることは、むしろ国会を無視することになるのではないかと考へて、この法案が通過してから、一切のことをやろうと考へております。

○江崎(一)委員 網島政府委員に質問しますが、昨日この委員会に配付されました二月二十七日衆議院電氣通信委員会における江崎委員質疑に対する資料というのがあります。この中に「第三地域会議で日本に割当てられ

ることになつた周波数」というのがありますが、この第三地域というのはいくつ意味ですか。

○網島政府委員 この第三地域というのは、現在のアトランティック・シテイ條約におきまして、全世界を三つの地域に分けておきまして、第一地域は大体ヨーロッパを中心とした地域であり、第二地域は南北米、第三地域は極東地域であります。そこで全世界的影響のある短波單位の割当につきましては、現在ジュネーブに周波数準備委員会というものがございまして、そこでいろいろ檢討されております。それから全世界に關係ないけれども、相当広範圍に關係するという周波数、たとえば三千九百キロサイクル以下の周波数につきましては、先ほど御説明した三つの地域の中で、それ／＼關係各国が集まつていろいろ協議しているわけでありまして、従ひましてこの第三地域と申しますのは、大体極東を中心とした地域でございまして。

○江崎(一)委員 この中で、業務別の周波数の割当は、どういう経過で定められたのですか、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○網島政府委員 これは大体現在日本において使われているところの波長を基礎といたしまして、それに將來の施設の拡充、並びに現在の波長の組み方、そういうものを若干考慮に入れた第三地域会議に要求いたしました。そして、その結果、一応日本に割当てるといふことになつたらしいのでございまして。

○江崎(一)委員 そうすると、この具体的な業務に対しての割当は、日本がこの原案を出して、それが承認

されたという形ですか。

○網島政府委員 そうであります。日本から原案を出しまして、それが會議の席上いろいろ檢討されたのであります。もちろん日本からの原案はこれよりもさらに多い数字であります。ところが各國ともこの辺の周波数に対しては、相當熾烈な要望がありまして、必ずしも日本の要求する通りにはなつておりませんけれども、この結果を見ましても、さしききの用途には十分たえ得るのではないかと考へておる次第であります。

○江崎(一)委員 この割当を見ますと、二十七日の委員会にも申し上げましたように、特に漁業關係の周波数の割当が、非常に少いと思へるのであります。そのときに私岩手県の宮古というところの事例を出しまして、漁船一隻一回に対する通信時間が非常に短いというふうに言つたのであります。網島政府委員は三分あるから大丈夫だと言われたのでありますが、實際三分あります。

○網島政府委員 宮古につきましては、實際三分ございまして、それは私どもの調べによつて間違ひないと思つております。それから漁業關係の周波数が足りないのではないかとのお話でございまして、先般も御説明申しましたように、漁業に使われる波長帯というものは、非常に狭いのであります。従ひましては、一般の固定局その他の業務のように、なか／＼とりにくいのであります。幸ひこの表にもありますように、現在漁業に關しましては約十八波使つておられますが、それがこの第三地域會議におきましては、一応三十

七波使えるというふうな状況になつておりますので、これが實際本ざまりになつたあかつきにおきましては、相當緩和されるのではないかと考へております。

○江崎(一)委員 この表によりまして、警察が四十五波使つておりますが、この中で漁業關係に振向けられるものは出ないのですか。

○網島政府委員 それは全然できません。それは警察に使う波長の部分と、それから漁業に使う波長の部分とは、全然別個であります。相互の融通はつき得ないのであります。そういうふうな状態でありまして、相互の融通は不可能であります。

○江崎(一)委員 非生産的な部門に非常によけい申請したから、こういう結果になつたのではありませんか。初めから漁業その他産業方面にもつとよけいとするように申請すれば、そのような割当になつたはずだと思ふのですが、念のために戰前におけるところの警察の持つておつた占有周波数が、一休幾らぐらゐつたかということをお知らせ願ひたいと思ひます。

○網島政府委員 漁業その他生産的な面の要求が少かつたのではないかと、いろいろ御質問ですが、そういうことは絶対にございせん。私もどなたもいたしまして全力を盡して、むしろ生産的方面の、しかも現在非常に込み合つておる波長の獲得には努力したつもりであります。

警察通信の波長についての御質問でございまして、戰前はこの方面の波長は非常に僅少でありました。と申しまゐすのは、先般お話し申し上げたように、戰前におきましては日本における

この一回の通信時間が平均すると二十五分です。そうなりますとこれは十五秒になります。特に正午には自分の位置を知らせなければならぬために、

い。

○綱島政府委員 この電波監理委員会規則で除外するというふうに考えられ

しておられないというものに對しまして、電波法の中においてさらにそれをそれ以上に強制するということは、妥当ではないと私どもは考えておるので

めに使うのか、それとも正規のオペレーターがちゃんと勤務しておつて、いわゆるダブル・ウオッチという意味において使うのか、その点を明ら

ある法案でございまして、至つて十分な法案であつた。またその過程にあつたのであります。従ひまして、それになくてこれに入つて来たのはどうか

ということに關しまして、特にどうの
このと特別な意圖があつたわけであ
りません。あらためて全般的にこの法
案をいろいろ研究いたしました結果、
とにもかくにもこの人命の救助、災害
の救済、そういうものが国の秩序を維持
する上においてどうしても必要な通信
は、何とかしてこれを行ふようにする
というところが非常に必要であり、また
電波を公益のために有効に使うといふ
手段ではないかと存じているのであり
ます。従いましてそういう場合は、こ
の無線電波というものを最も有効に使
う一つの場合であるといふふうに考え
ましたので、この條文を入れた次第で
あります。

○江崎(一)委員 それでは第五十二條
に記載してあるこの條文で實は十分で
はないか。たとえば能代の大火の
ときにも、どん／＼無線通信士は非常
通信をやつてゐる。それで十分ではな
いかと思うのですが、特にこの項目を
入れられたということがわからない。
それと同時にこういう問題は、たとえ
ば新聞、交通通信全部に起り得るわけ
ですから、これは單獨立法処置として
考えるべきではないか。これをこの電
波法から除きまして、單獨立法にする
ということが至当ではないかと思いま
すが、その点いかがですか。

○網島政府委員 ただいま御引用にな
りました第五十二條の方は、これは無
線局の本来の目的から離れて、自発的
にやつてもよいということの規定して
いるのでございまして、七十四條の方
は、これは電波監理委員会が国の一つ
の行政措置として、こういうことをや
つてもよいということをやめてゐるの
でありまして、その間には行政的に考

えまして相當の開きがあるものでありま
す。私もどなたもいたしましては、第七十
四條に書かれておりますような、こう
いう特別な場合には、国としてこの程
度の行政措置はぜひ必要であらうとい
ふふうに考へてゐるのであります。こ
のようなものは單獨立法にした方がい
いのじゃないかという御質問でござい
ますが、この問題はやはり電波を公益
のために能率的に使うといふことの
一つでございまして、従いまして電波法
でできた方がよいと私も考へてい
る次第であります。

○江崎(一)委員 私はこれくらいにし
ておきます。
○中村(純)委員 電波法に關しまして
一、二お尋ねをいたしておきたいと思
ひます。その一つは、この法
律の何條でありましたか、無線局の免
許の年限を区切つてゐる点でありま
す。たしか一般無線局に關しては五箇
年以内、放送局に關しては三箇年以内
という免許の年限を区切つてゐるので
あります。普通一般の無線局におい
ては、その規模も必ずしも大きなもの
ではないと思ふのでありますけれども、
放送を目的とする無線局につきまし
ては、これはたゞ小電力の放送局であ
りまして、相當の設備、資金を必要
とするわけでありまして、それが免許
にあたりまして、あらかじめこういう
短期限を設定せられて、それから先
はどうなるかわからぬといふことであ
りまして、相當の不安をここに感ぜ
ざるを得ないのであります。これはい
かなる理由でかような年限を区切られ

たのであります。これをむしろ逆
に規定をして、何か不都合なことがあ
つたときには免許を取消すといふ行き
方にして、原則的には年限を区切らな
い。こういう建前にせられる方が適當
ではないかと思ふのであります。その
点に關する御意見を伺いたいと思ひ
ます。

○網島政府委員 ただいまの御質問及
び御意見の点は、私もよく了解で
きるものであります。現に現在無線電
法におきましては、ただいまの御説の
ように年限を区切つておりません。そ
のかわりこの法の委任によりまして、
行政措置として無線局の免許につきま
しては、公益上必要な場合には主務大
臣がその免許をいつでも取消すとい
う條件をつけておるのであります。と
ころで新しい憲法下におきまして、特
に國民の権利の確保につきまして、特
に考慮されてゐる現在におきまし
て、一ぺん免許をして置いて、政府が
その判断によりましていつでも無線局
の免許を取消すといふ、いわゆる伝家
の宝刀を持つておつたといふことは、
免許された側から見れば非常に危険な
のであります。いつもびく／＼して
いなければいけぬといふことになるの
であります。私もこれは必ずしも
民主的であり、適切であるとは考へな
かつたのであります。一ぺん免許され
たものは、その免許されたある一定の
條件におきましては、十分その得たと
ころの権利を行使し得るといふこと
でなければいけないと存じます。従
いまして政府のそういう一方的な伝家の
宝刀式の行政措置を、この際やめるこ
とにしたのであります。ところが無線
通信におきましては、非常に不足な電

波を最も有効適切に使ふなければなら
ない。そのためにこの電波法が立案さ
れ、また電波監理委員会という行政機
關が設置される案ができ上つておるの
でございまして、その法及び行政機關
におきまして適當な行政措置をするた
めには、やはりここに一定の考慮する
チャンスがなければならぬと存じま
す。従いましてそれをするには、あ
る一定の年限を設けて、そしてそ
の年限のかわり目ごとに、その無線局
がはたして初め免許されたときの條件
通りに行われておつたかどうか。公益
のために有効であつたかどうかとい
うことを検討いたしました。それが十分
初めからの目的を達成されておつた
といふことになれば、引き続き免許の更新
によつて次に延ばして行くのでありま
す。ここに一ぺん免許されたところの
無線局に對しまして、その免許を再検
討する機關が必要であるといふ結論に
到達したのであります。

ところでこの期限でございします
が、この法案におきましては、一般無
線局は五年、放送局は三年といふこと
にしておりますが、これにつきまし
ては諸外国のいろいろな例にかんが
み、またこの無線局の性質その他にか
んがみまして、こういうふうに年限を
切つたのであります。特に放送につ
いて三年は短か過ぎるじやないかと
いふ意見も、しばしばお聞きしたので
ございします。ところでこの放送に關し
ましては、この放送法によつてつくられ
ますところの日本放送協會は、施設
は別として、一般民間放送に關しまし
ては、もちろん最初免許される場合に
は、いろいろな條件を考慮いたしまし
て監理委員会において認可するわけ

あります。それがはたして初めの條
件通りうまく運用されて行くかどうか
といふことにつきまして、はつきりし
た見通しを持つことは非常に困難であ
ります。と申しますのは、法案にも
規定されておりますように、プログ
ラムの面につきましては政府は一切関
與できないことになつておるのであり
まして、この放送の、特に重要なプ
ログラムの面が、どういふふう動いて
行くかといふことにつきまして、そ
れが公益上有効な放送をやつてゐる
かどうか。あるいはむしろ逆の放送をや
つていられないかどうかといふこと
が、常に行政を担当するものとして必
要になつて参ります。そこで放送のよ
うに非常に公共性の特に強いものにつ
きましては、一應三年といふことに
いたしました。三年ごとにそれを見直
して行く。そのときにおいて過去の実績
によりまして、次の免許の更新その他
を考へるといふことにしたのでありま
す。従いましてもちろんこの放送が最
初の免許された條件通りに運用されて
おる場合には、自動的にこの免許の更
新が行われるといふことを、私もは
信じて疑わないのであります。法案の
定めるところによりまして運用されて
おる放送局につきましては、いささ
かの不安もないじやないかといふ
考へます。現にアメリカにおきまし
ても、放送局につきましては三年とい
ふ年限が区切られておりますが、一般放
送事業社はそれにつきまして、いさ
かの不安も感じておられないように存
じております。

○中村(純)委員 ただいまの御説明に
よりまして、本條の立案の趣旨なり、
またこれが運用上の御方針を承ること

第一類第十四号 電氣通信委員會議録第五号 昭和二十五年二月三日

ができまして、大いに了解をいたしたのでございまして、もちろん私も現行の行政措置のごとく、極端なことを言えは一応無期限の許可を與えておいて、あとは政府の恣意的な方針によつて、いつでも首切ることができるといふ建前をとつてもいいということを主張するものではないのであります。ただいま御説明のごとく、一定の許可條件に合致しておるならば、これはむしろ本條但書にありまふこととく、再免許を妨げないどころでなく、事實上は自動的にこれが継続して行く趣旨のものである。こういう御答弁でありますので、その点は了承をいたしましたのでございまして、なおそれに関連いたしまして承りたいことは、この許可の條件であります。これは本法案にたくさん並べてあるのでございまして、これが法定の許可條件であるわけでありまして、その内容はほとんど技術的條件であるのであります。他に電波監理委員会規則等において、許可に關する條件と申しますか、あるいは参考事項とでも申しますか、何か考えらるる点があるのかどうかを伺いたい。

○網島政府委員 この無線局の開設に對する申請がありました場合には、電波監理委員会は第七條の規定によりまして、ここにあげた四つの條件に合つてゐるかどうかというのを審査するだけでありまして、この條件に適合しておる場合にはこれを認可しなければならぬのであります。これは最初一般説明のときに御説明申し上げましたように、従来電波は政府が持つておるという觀念から、これは国民のものだという觀念に切りかえた電波法の精神

の一つの現われであります。ところでこの條件は大体技術的な條件がおもであります。三ついたしまして、財政的基礎がしつかりしておるかどうかというふうな問題。それから第四といたしまして、この無線局開設の根本基準に合致するかどうかという問題がございまして、この根本基準の問題は、相當な技術的問題でありまして、従いましてこれは技術的というよりも、多分に政策的な意味が盛り込まれる可能性があると考へております。従いましてこれは特に電波監理委員会で、規則でもつてその内容をきつくりしなして、しかもこの規則を定めるときには公聴会を開きまして、いわゆる審理手続を経まして、この電波監理委員会に議にかけて、いろいろきめるといふ慎重な態度をとつた次第であります。ただいま御質問の何かほかにあるかどうかというところは、あるいはこの根本基準という問題に含まれるかと存する次第であります。

○中村(純)委員 ただいま根本の基準に關するお話がございましたが、ここには抽象的な根本の基準と書いてあるのでございまして、今後いかなる基準をつくるかということ、今後の御研究にかかるところであることは存じますが、何かその点につきましてお考えがあれば承りたいし、またただいまのお話によりまして、免許をすること、あるいはまた免許を拒否、取消しをすること、その行政処分を自己をきめる場合にあつて、監理委員会がよく關係のところに意見を聴取した上できめるように承つたのであります。はたしてそうであるかどうか。

○網島政府委員 根本基準の内容の御質問でございまして、この根本基準は電波監理委員会の行政の中で、特に大事な重要な点と考へております。従いまして委員会において十分議論されべき問題だと思ひますが、一応私も事務当局の案として考へております。それは、いろいろ業務、たとえば公衆通信でありますとか、あるいは私設官庁用の事業通信でありますとか、あるいはその他実験用の無線局でありますとか、そういう業務的な區別に従いまして、それぞれいろいろな條件を考へておるのでございまして、御了解のもとに、別途別物にでもして差上げたかどうかというふうに考へております。

それから無線局の免許のときの御質問でございまして、これは法律的にはどうして無線局の免許を、審議にかけなければならぬというところになつていない。それは船でありますとか、海岸局でありますとか、だれが見てもこれは必要だといふようなもの、一々こういう煩雜な手数を經る必要はないとも考へられます。しかしながら中には非常に重要なものもあるように思ふのであります。それらに對しましては第七章の第八十三條の聽聞のところ、二電波監理委員会は、前項の場合の外、必要と認める事項について聽聞を行うことができる。という規定がございまして、従いまして、委員会におきまして特に重要な事項、たとえば非常にむづかしい問題というふうに考へた場合におきましては、無線局の開設の免許その他につきましても、聽聞が行われることと存する次第であります。

無線局と相当違う点がございます。従いまして許可するときのいろ／＼な書類の内容でありますとか、あるいは手続その他につきましては、監理委員会規則その他におきまして、できるだけ簡易化したいと考えております。

○中村(輔)委員 規則の取扱上簡易化されるというお話であります。法律上簡易化される余地はあるかないか、それを承りたいのと、もう一つは、やはりこれに関連して、第百三條に免許料か何か、料金をとられる規定があります。法律では最高限を示しておるものであつて、それ以下にきめることはむろん可能なものでありますが、この種の無線局につきましては、特にその性質上低額なる料金を定められんことを希望するのであります。その点に対する御意見を承りたい。

○網島政府委員 この免許申請の手続その他に關しましては、第六條にある目的であるとか、理由であるとか、こういうものは審査する上において必要な事項であります。これは同じようでございますが、この中におきましてそれ／＼その書き方——具体的に言いますならば、工事設計の書き方の内容、工事費の書き方の内容、無線局の運用費の支弁方法の書き方の内容、そういうものにつきましては、これは委員会規則によりまして、簡易化した方法をとりたいというふうに考えておる次第であります。

次に手数料の問題につきましては、ただいまの御質問の御趣旨にまつたく同感でございます。この法律でもつて定められておりますのは最高額でございますから、できるだけ安い料金といたしまして、これらの実験無線局、

あるいはアマチュア無線局の發達の阻害にならないようにいたしたいと考える次第であります。

○江崎(一)委員 念のためにちよつとお伺いしておきたいのですが、電波法の三十七條の無線方位測定器というものは、リーダーとかローラーとか、を含んでおりますか。

○網島政府委員 三十七條の無線方位測定器は、いわゆるリーダーは含んでおりません。普通の電波方向探知器であります。

○江崎(一)委員 FM短波無線、これは現在どういうようになつておりますか。聞くところによりますと、去年の八月電気通信研究所の辻堂の分室で試験したらしいが、今年の一月十五日各社が再試験を願ひ出るのになつております。その後使ひものになるのがあつたのかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○網島政府委員 FMの問題につきましては、一時特許の問題で若干困難がございましたが、現在はその／＼の責任においてやつてもよいということになつております。これは特許の問題がまだ解決しておりませんから、後になつてロイアルティの問題が起るかもしれないということでもあります。

次に辻堂分室で行われたFMの実験に關しましては、電波監理の主管庁であります電波庁といたしまして、その実験のために波長の割當をいたしましただけでありまして、実験の内容そのものは、電気通信研究所と国家地方警察本部と両方共同でやつております。従いまして私から詳細申し上げるデータを持つておりません。

○江崎(一)委員 そうしますと、現在パルス・タイム・モジュレーション、こういうシステムはどういうことになつておりますか。

○網島政府委員 パルス・タイム・モジュレーションの通信方式につきましては、日本において使つていけないという制限はございません。

○江崎(一)委員 使うために電通省でいろ／＼考えておるのではないですか。そういうことを聞いたのですが、その点はどうですか。

○網島政府委員 これは私の所管外の問題でございますので、電気通信省の方にお聞き願ひたいと思ひます。

○辻委員 本日はこの程度に止めます。

次会は七日午前十時から開くことにして、散会いたします。

午後三時三十六分散会

昭和二十五年二月十七日印刷

昭和二十五年二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所